

質疑応答書

令和8年1月28日

事業者 各位

会津若松市長 室井 照平

令和8年1月27日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名 : 生活応援臨時給付金給付業務委託

○質問事項

1. 支給通知書・確認書については世帯ごとに送付すると認識しておりますが、世帯に住まれている全員の情報を記載しますでしょうか。また、確認書の申請についても同じく世帯代表者が申請を行い、提出する身分証明書は代表者のものだけになりますでしょうか。
2. 振込通知書についても同様、世帯全員の情報を記載致しますでしょうか。
3. システム側で管理する際は、世帯代表者のみのステータスを管理するという認識で間違いないでしょうか。
(例) 1世帯3人家族の場合 世帯代表者のみシステムには情報が存在し、代表者以外の情報はなく、ステータス管理も不要となる。
4. オンライン申請は何パーセントを想定しておりますでしょうか。
5. 代理人の申請については【行わない】認識で間違いないでしょうか。【行う】場合はどのように実施するかご教授お願い致します。

○回答

1. お見込みのとおりです。支給通知書・確認書には、世帯員全員の情報を記載します。確認書提出の際、身分証明書は世帯代表者（世帯主）のみ添付していただきます。なお、代理人がお手続きをされる場合は、世帯主と代理人双方の身分証明書を添付していただきます。
2. お見込みのとおりです。
3. システムのステータス管理は世帯代表者（世帯主）のみで構いませんが、金額内訳に関する質問等が想定されますので、世帯主以外の世帯員情報も紐づけて表示できるようお願いします。
4. オンライン申請の利用率は、直近で実施した給付事業においては13.2%でした。今回の事業では全体の約20%(約52,000件中10,400件)程度を想定しています。
5. 世帯主以外の世帯員や別居されている親族、成年後見人など、代理人からの申請についても受け付ける予定です。手続きの方法につきましては、確認書の裏面に代理人申請の欄を設け、代理人がお手続きをされる場合には、必要事項（氏名・生年月日・住所・電話番号・世帯主との関係・委任内容・世帯主署名）をご記入の上、世帯主と代理人双方の身分証明書を添付していただく予定であります。